

第4章 騒音・振動対策

第1節 法律・条例による規制

第1 規制の概要

1 規制対象

府公害防止条例による工場、事業場の規制の対象施設は鍛造機、圧延機械を含む31種類で、規制対象地域は府下全域になっている。

また、建設騒音については、昭和46年9月10日に施行された府公害防止条例により、新しくブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業、コンクリートカッターを使用する作業および鉄球を使用する解体作業を追加し、8種類について規制の対象としている。

2 規制基準

府公害防止条例による規制基準は付録の府公害防止条例に示すとおりであるが、従来の基準に比して、第3種区域（商業地域等）および第4種区域（工業地域等）の朝、夕の基準がそれぞれ5ホンづつきびしくされたほか、工業地域のうち、第2種区域（住居地域）の境界線から15m以内の区域については、5ホンきびしくされた。

3 規制権限の委任

騒音規制法および府公害防止条例の施行については、広域的な判断を必要とする事務（規制地域の指定，規制基準の設定）は国および都道府県知事が，規制関係の事務は市町村長が行なうことになっている。

本府においては，昭和44年4月1日から大阪市ほか16市に，昭和45年4月1日から池田市ほか6市に，昭和46年4月1日から柏原市ほか6市1町について規制地域に指定し，同時に騒音規制事務を委任した。

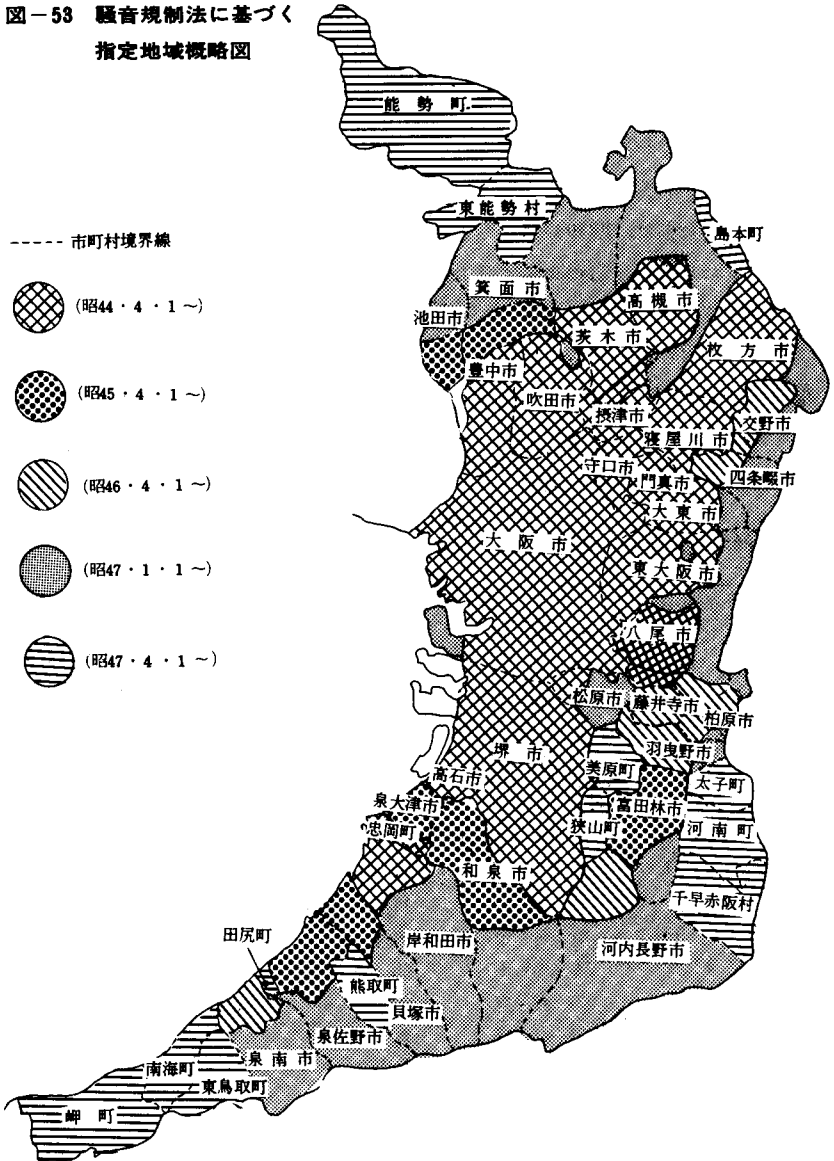
また，昭和47年4月1日から島本町ほか10町2村も指定地域とし，同時に騒音規制事務を委任することとした（表-80）。

その結果，特定工場等から発生する騒音および特定建設作業に伴って発生する騒音は市町村において規制されることになっている（図-53）。

表-80 規制権限の推移

委任年月日	市 町 村 名			計
昭44. 4. 1	大 阪 市 豊 中 市 高 槻 市 寝 屋 川 市 大 東 市 松 原 市	堺 市 吹 田 市 守 口 市 枚 方 市 東 大 阪 市 高 石 市	岸 和 田 市 茨 木 市 門 真 市 摂 津 市 八 尾 市	17 市
昭45. 4. 1	池 田 市 泉 佐 野 市 箕 面 市	泉 大 津 市 富 田 林 市 和 泉 市	貝 塚 市	7 市
昭46. 4. 1	柏 原 市 藤 井 寺 市 交 野 市	河 内 長 野 市 泉 南 市 忠 岡 町	羽 曳 野 市 四 条 畷 市	7市1町
昭47. 4. 1	島 本 町 熊 取 町 東 鳥 取 町 河 南 町 美 原 町	東 能 勢 村 田 尻 町 岬 町 千 早 赤 阪 村 狭 山 町	能 勢 町 南 海 町 太 子 町	11町2村

図-53 騒音規制法に基づく
指定地域概略図



第2 取締り指導状況

昭和46年度においては、事務委任市町（31市1町）以外の町村（11町2村）における規制対象工場に対し、立入検査15件、届出審査43件の取締り、指導を行なったところ、いずれも規制基準を遵守していた。

第2節 航空機騒音対策

大阪国際空港における航空機騒音問題については、国では、昭和42年に制定された公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「航空機騒音障害防止法」という。）に基づく航行方法の指定、教育施設等騒音防止事業の助成、住居等の移転補償、あるいは深夜のジェット機の離発着禁止等の各種対策が実施されている。

本府においては昭和41年以来、空港周辺の総合的整備、移転補償制度の充実、民家防音工事の助成、航空機騒音環境基準の策定等について要望を続けてきており、昭和46年度においてもそれらの要望を行なうとともに府独自の対策を推進しているが、国においては昭和46年12月 環境庁長官から環境保全上緊急を要する航空機騒音対策について運輸大臣に対し勧告が行なわれ、昭和47年3月、大阪国際空港にかかる緊急措置として深夜航行の禁止、騒音障害防止の諸措置を講ずることとされた。

第1 共同利用施設整備事業に対する助成

国では、航空機騒音障害防止法に基づき、学習、集会等の用に供するために地元市が行なう共同利用施設の建設に対し、昭和42年度から補助を行なっている。

本府では、国が補助を行なった共同利用施設に対し、昭和43年度から補助を実施し、昭和44年度以降は国と同額の補助を実施している（表-81）。

第2 教育施設等公害防止事業に対する資金貸付

地元市が騒音障害等を軽減するため実施する学校等騒音防止工事に対し、国では航空機騒音障害防止法、公立文教施設整備費補助要綱に基づき補助金を交付しているが、本府では地元市の負担を軽減するため、昭和43年度から国が補助を行なった施設について大阪府市町村施設整備資金貸付制度を活用して資金貸付を実施している（表-82）。

表-81 共同利用施設補助金交付状況一覧表

(単位：千円)

区分	年度 国・府の別	昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		昭和45年度		昭和46年度	
		国	府	国	府	国	府	国	府	国	府
豊 中 市	勝部	13,000			13,000						
	利倉					14,200	14,200				
	原田					14,200	14,200				
	穂積									14,200	14,200
	野田									19,800	19,800
池 田 市	神田			14,200	13,000						
	豊島南							14,200	14,200		
	住吉							14,200	14,200		
	石橋									19,800	19,800
計		13,000		14,200	26,000	28,400	28,400	28,400	28,400	53,800	53,800

表-82 学校等騒音防止工事費交付状況一覧表

〈航空機騒音関係〉

(単位：千円)

区分	分	昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
豊 中 市	豊島小	3,100	—	7,500	—
	蚕池小	3,000	—	10,500	—
	原田小	12,700	—	14,000	—
	第一中	19,200	—	—	37,000
	豊南小	—	12,000	—	—
	小菅根小	—	6,000	32,500	—
	豊島北小	—	6,000	9,000	93,500
	中豊島小	—	—	7,000	49,500
	第4中	—	—	12,500	93,000
	野田小	—	—	33,000	83,500
	岡町保育	—	—	41,500	—
	庄内保育	—	—	41,000	—
	第三中	—	—	—	41,000
	庄内西小	—	—	—	32,000
野田保育	—	—	—	19,000	

	克明小	-	-	-	51,500
池田市	北豊島中	62,000	51,000	-	24,500
	北豊島小	-	3,000	12,500	-
	呉服小	-	-	9,000	-
	池田中	-	-	52,500	-
	北豊島幼	-	-	4,500	-
	石橋小	-	-	-	149,500
計		100,000	78,000	287,000	674,000

<交通騒音その他>

(単位：千円)

区 分		昭和43年度	昭和44年度	昭和45年度	昭和46年度
堺市	陸州中	-	-	20,000	-
	守西中	-	-	5,500	-
	月州中	-	-	-	3,500
	三宝小	-	-	-	1,000
	錦西小	-	-	-	2,000
	市小	-	-	-	1,500
	錦綾小	-	-	-	6,500
	浜寺石津小	-	-	-	3,500
	錦小	-	-	-	2,000
	大浜中	-	-	-	2,000
英彰小	-	-	-	4,000	
守口市	松口小	-	-	8,500	-
	庭窪中	-	-	-	5,500
松原市	四原小	-	-	6,500	-
	松原小	-	-	-	35,000
四条畷市	四条畷小	-	-	4,000	-
八尾市	志紀中	-	-	30,000	12,500
	大正幼	-	-	-	5,000
	大正小	-	-	-	118,500
東大阪市	高井田中	-	-	-	1,500
岸和田市	八木小	-	-	-	10,000
豊中市	千成小	-	-	-	5,000
東鳥取町 南海町学校組合	鳥取中	-	-	11,500	-
計		-	-	86,000	219,000
航空機騒音 交通騒音その他	合計	100,000	78,000	373,000	893,000

第3 移転補償対策

航空機騒音障害防止法に基づき、国は建物等の移転や除却に対する補償および土地の買入れを行なうことになっているが、国の制度では、移転完了後でなければ補償金が支払われないことになっている。このため、本府では昭和46年度から移転に必要な資金を地元市を通じて移転者に前貸しする航空機騒音対策住宅等移転資金貸付（いわゆるつなぎ資金融資）制度を設けた。

なお、この制度では、国の移転額の7割を限度として無利子で貸し付けることになっている。

また、これとあわせて国の移転補償を受けて移転する者が、移転に要する不足の費用を府の指定する金融機関から借りた場合、300万円を限度として年3.65%の利子補給をする制度を設けた。

第4 代替地造成資金の貸付

航空機騒音障害防止法に基づく移転補償制度が円滑に活用されるためには、移転先の用地確保が必要である。この意味から、本府では、豊中市が行なう移転先の代替地の造成を促進するため、大阪府都市整備協会を通じ次のとおり豊中市土地開発協会に対して造成資金の貸付けを行なった。

場 所 豊中市宮山町4丁目82番地

造成面積 11,036 m²

貸付金額 350,000千円

第5 その他の対策

本府は、空港周辺11市で構成している「大阪国際空港騒音対策協議会」や関係機関すべてで構成されている「大阪国際空港騒音対策委員会」に積極的に参加し、関係機関と協力するとともに国に対する要望、航空機公害資料の収集、航空機公害裁判の傍聴などを行なって、騒音公害の軽減に努力している。